



LASDECの取組みについて

財団法人 地方自治情報センター

東日本大震災におけるLASDECの対応状況(1)

◆自治体クラウドの導入支援

【普及促進及び情報提供】

コスト削減や業務改革、災害時の行政機能の早期回復の観点からも有効

自治体クラウドに取り組む市区町村をモデル団体に選定し、各種標準化の動向や移行する際の課題等について収集・分析し、震災後の被災団体におけるクラウドサービスの導入推進、情報通信技術の利活用促進に向けた取りまとめを行い、それらの成果をホームページに掲載、公表するとともに、セミナー等を通じて情報提供を行った。
また、今後も同様の取組みを実施していく。

◆情報部門における震災時の取組みと今後の課題の取りまとめ

【調査研究及び情報提供】

① 東日本大震災における地方公共団体情報部門の被災時の取組みと今後の対応のあり方に関する調査研究

東日本大震災の被災団体の情報部門における被災時の状況及び被災後の状況について調査研究を行い、今後の大規模災害における情報部門のあり方について報告書を取りまとめ、ホームページに掲載、公表する予定。

② 地方公共団体におけるエリア・ワンセグ活用に関する調査研究

エリア・ワンセグという新しい情報伝達手段の災害時における避難所での利活用について、実証実験やその他必要な調査等を通じ、情報提供ツールとしての有効性、実現可能性、運用性・保守性等の検証を行い、避難所運営におけるエリア・ワンセグの導入及び運用の参考となる利活用方策等について報告書を取りまとめ、ホームページに掲載、公表した。

東日本大震災におけるLASDECの対応状況(2)

◆被災者支援システムについて

① 被災者支援システムのオープンソース化及び導入支援体制の強化

- 東日本大震災後、被災地における被災者支援業務(※)の迅速かつ効率的な運用に対応するため、民間事業者にもプログラムソースを公開した。

※ 罹災証明書発行、避難所入退所管理、緊急物資受入・配付管理、義捐金・生活再建支援金交付、仮設住宅入退去管理等

- 地方公共団体からの照会等に対応するため、サポートセンターの体制を強化した。

導入済団体数(平成24年1月末現在) : 112団体(うち被災地は17団体)

② 被災者支援システム等の導入促進(平時からの対応)

本システムは震災後に導入するのではなく、**平時から導入し、事前に備えておく必要がある。**

センターから、平成23年10月14日付で、地方公共団体に対して「被災者支援システムの活用などについて」(平時から、被災者支援システムに限らず、各団体に適した情報通信技術の活用について検討していただくこと)を通知した。

③ 被災者支援システムVer5.00のリリース

東日本大震災により被災された地方公共団体等からの要望などを取り込み、最新版「被災者支援システムVer5.00」をリリースした。Ver5.00では、大規模津波災害など“面の災害”に対応して作業を簡素化できるよう被災状況を地図や航空写真から一括入力を可能にしたほか、短期間に複数の災害が起こった場合においても、複数の災害業務に対応できるように改良した。

平成24年度もサポートセンターによる導入支援を継続実施
システムの操作研修会(地方公共団体向け)も実施予定

地方公共団体情報システム機構への移行

- 平成24年2月、地方公共団体情報システム機構法案を国会に提出。共通番号制度において番号の生成を行う機関として、地方自治情報センターを基礎とした地方共同法人を設立することとしている。
- 地方公共団体が共同して住民基本台帳法等の規定による事務を処理するため、地方公共団体情報システム機構を設置する(これに伴い指定情報処理機関、指定認証機関は廃止)。
- 地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て設立する。
- 機構は、住民基本台帳法、公的個人認証法及びマイナンバー法に基づく事務を処理するほか、地方公共団体からの委託を受けた事務等を行う。

組織

地方の代表や有識者が参画する意思決定機関等のガバナンスのもとで、意思決定の透明性を高め、効率的な運営を確保

代表者会議【意思決定機関】

委員： 地方三団体が選任する代表、有識者
→ 議長（委員による互選）が会務を総理し、会議を代表
議決事項： 定款の変更、予算・決算、事業計画等

委員の任命

議案の議決、役員の任命及び解任
報告の要求、違法行為等の是正要求

経営審議委員会 【審議機関】

委員 外部有識者
付議事項
予算・決算、事業計画等

意見具申・
調査審議

執行機関

理事長 機構を代表し、業務を総理
副理事長、理事、職員の任命等
監事 業務監査
代表者会議等への意見提出

諮問等

【今後の主なスケジュール】

平成25年2月20日までに設立委員の選任(地方3団体から1人ずつ)
平成25年3月15日までに定款、最初の事業年度の事業計画・予算の認可申請
平成25年4月1日に地方公共団体情報システム機構設立(15日以内に登記) 等

住民基本台帳ネットワークの概要

住基ネットの運用

住基ネットの運用は、平成14年8月の開始から9年を経過したが、現在まで大きな故障もなく安定して稼働

本人確認情報の利用状況

① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供しており、平成23年度では、4億2,700万件を超えた提供件数。

全国で約4,000万人の年金受給権者の年金の現況届の提出が省略。また、平成23年度から、日本年金機構において国民年金及び厚生年金の年金受給権者約3,700万人の住所変更等の届出が省略。

② 地方公共団体では、パスポートの発給、税務事務などで本人確認情報が利用されており、提供件数は、約590万件。

パスポートの申請等の行政手続において、全国で約510万件、住民票の写しの添付が省略。

住民基本台帳法改正の概要

- ① 外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。
 - ・ 転出・転入の届出や職権により外国人住民に係る住民票の作成、修正等を行い、外国人住民に関する事務処理の基礎とする。
 - ・ 外国人住民に係る手続のワンストップ化
- ② 他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようにする。
 - ・ 住民基本台帳カードを交付した市町村長への返納義務を廃止
 - ・ 転入地市町村長に対して住民基本台帳カードを提出することで継続使用が可能
- ③ 戸籍の附票の記載の修正等のための市町村間の通知を電気通信回線を通じて送信できるようにする。
 - ・ 現行、郵送などにより市町村間で送付されている通知が住民基本台帳ネットワークを通じて送受信される

法施行日：平成24年7月9日

※ ①については、法施行日において外国人住民が住民基本台帳に記載される。住基ネットに本人確認情報が登録されるのは法施行日から1年以内の政令で定める日（平成25年7月予定）。

社会保障・税番号制度と住基ネットとの関わり

- ① 社会保障・税番号大綱を政府・与党社会保障改革検討本部で決定（平成23年6月）
 - 番号制度を導入するための三つの仕組み「付番」、「情報連携」、「本人確認」
- ② 大綱に基づき、平成24年2月14日、マイナンバー法案、関連整備等法案、地方公共団体情報システム機構法案を閣議決定し、国会に提出
- ③ 番号制度における住基ネットの役割
 - ・ 「付番」 → 住民票コードにより個人番号を生成する。
 - ・ 「情報連携」 → 個人番号を利用する事務等を行う者は、必要があるときは、本人確認情報の提供を求めることができる。
 - ・ 「本人確認」 → ICカードを活用する。住民基本台帳カードを廃止し、個人番号カードに移行し、公的個人認証サービスに認証用途を付加して個人番号カードに記録する。

総合行政ネットワーク(LGWAN)利活用の推進

1 利活用の促進

LGWAN基本サービス及びLGWAN-ASPの一層の普及拡大を図ることで、電子自治体の実現に寄与する。

なお、LGWANにおいては、現在、次に示すようなサービスが行われており、今後は、在留管理制度や戸籍副本バックアップ等への適用も準備されているところである。

(1) 基本サービス

- ・電子メール、組織情報提供による情報交換、情報提供、特定省庁向け文書交換ツール
- ・電子掲示板、メーリングリスト等による参加団体相互の情報共有・意見交換
- ・地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)による万全のセキュリティ対策機能の提供

(2) LGWAN-ASPサービス、府省サービス

申請・届出、入札・調達、行政情報共有、税務処理等の幅広い分野で利活用が進展し、LGWAN-ASP システム296件、府省サービス 40件 が提供されている。

- ・所得税確定申告データ連携、公的年金からの個人住民税の特別徴収など
- ・地方税電子申告(eLTAX)、所得税確定申告(eTax)、都道府県税務情報処理
- ・公的個人認証サービス、コンビニにおける証明書自動交付サービス
- ・安心安全等国民保護、自治体クラウド実証など

2 LGWANの強化～第三次LGWAN整備事業

必要なセキュリティを確保し、シンプルで経済的、かつ信頼性・拡張性に優れた地方行政ネットワーク基盤をコンセプトに、大幅なコスト削減を図る一方で、バックボーン通信回線の容量を大幅にアップさせたネットワーク基盤を構築し、この4月から本格サービスに入った。

今年度は、LGWAN基本サービスを中心にアプリケーション層の機器更新と最適化を実施するとともにLGPKIにおける暗号危殆化に着手する。

自治体クラウドについて(1)

◆ 自治体クラウド開発実証事業(総務省)

総務省では、平成21年度及び22年度において、地方公共団体の情報システムをデータセンターに集約し、市町村が共同利用することにより、情報システムの効率的な構築と運用を実現するため「自治体クラウド開発実証事業」に取り組んだ。具体的には、LGWANに接続された都道府県域データセンターとASP・SaaS事業者のサービス(LGWAN-ASP)を組み合わせることで各種業務システム等の開発実証を行う事業で、6道府県78団体が参加。

◆ 自治体クラウド促進事業(LASDEC)

当センターでは、平成22年度から自治体クラウドへ移行する団体のうち移行に係る具体的な課題の抽出と解決への取組を行う市区町村をモデル団体とし、当該モデル団体の自治体クラウドへの移行等に係る経費を助成する事業を実施している。また、「地方公共団体のクラウド導入の取組み」の更新を行う。

これらの事業成果は、ホームページで公表するとともに、今後、セミナー等を通じて全国の地方公共団体へ情報提供を行う。

【平成23年度自治体クラウド・モデル団体支援事業の成果】

● 北海道深川市、留萌市、弟子屈町

・クラウド移行のための北海道版共通基盤である「北海道モデル標準」への準拠による業務プロセスの標準化、データ移行ツールの開発等を実施

→ システムの初期導入経費やデータ移行経費の削減、法改正等に伴うシステム改修費の平準化などの成果

● 岐阜県美濃加茂市、坂祝町

・クラウド化のシステム構成として「マルチテナント方式」を採用し、パッケージ利用による業務プロセスの標準化を実施

→ 現行システムと比較して、10年間で約35%のコスト削減が見込まれるほか、県全体の標準仕様としての適用が可能

● 熊本県錦町、宮崎県都農町、高原町

・県域を越えた市町村間の業務プロセスの標準化を実施

→ サービス利用料や電算職員の削減、広域でのクラウド化を実現するための実践的ノウハウの蓄積などの成果

平成24年度においても、「自治体クラウド・モデル団体支援事業」を実施
公募要領等の詳細は、当センターホームページを参照

自治体クラウドについて(2)

総務省 自治体クラウド開発実証事業

- ・LGWAN上にデータセンターを配置(全国3か所)し、業務システムを集約。
- ・市町村はデータセンターの業務システムを共同利用。(全国で6道府県78市町村)

データセンター整備 ・北海道、京都府、佐賀県

データセンター共同利用

- ・大分県、宮崎県、徳島県
(佐賀県のデータセンターを共同利用)

地方自治情報センター 平成22年度自治体クラウド・ 共同アウトソーシング移行促進事業

市町村は、住基・税・福祉等の基幹系業務を中心に、民間のLGWAN-ASPサービスを利用して業務システムの集約化を図る。

(北海道)
留萌地域電算共同化推進協議会【7町村】

(福井県)
福井坂井地区広域市町村圏事務組合【3市町】

(奈良県)
奈良県基幹システム共同化検討会【7市町】

平成23年度 自治体クラウド・モデル団体支援事業

市町村は、自治体クラウドへの移行における業務プロセスの標準化、データ移行の標準化、セキュリティ対策(BCPを含む。)に取り組む。

(北海道)
北海道深川市、留萌市、弟子屈町【3市町】

(岐阜県)
岐阜県美濃加茂市、坂祝町【2市町】

(熊本県、宮崎県)
熊本県錦町、宮崎県都農町、高原町【3町】

LGWAN等

コンビニにおける証明書等の交付イメージ

居住する市区町村の区域を超えて「どこでも」ワンストップで証明書等を受け取ることが可能

コンビニが設置したキオスク端末を活用することによって、行政サービスをより一層効率的に提供することが可能

住基カードの利用

全国共通の仕様が必須であり、住基カードでないと実現困難

住民



(1) 証明書の申請

(4) 手数料の納付

偽造防止対策の実施

普通紙の利用

(5) 証明書の印刷

取り忘れ対策

従業員等を介さず交付

コンビニ



キオスク端末
(※)



(2) 申請情報の送信

通信の安全対策

(3) 証明書情報の送信

地方公共団体



- ・平成24年5月時点で、全国46市区町村が参加。
- ・平成24年10月までに、新たに11市区町村が準備中。
- ・新たな証明書種別に対応（戸籍証明書は平成24年1月から、各種税証明書は平成24年2月からサービス開始、順次拡大中）

(※) 不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。

平成24年度 教育研修事業(1)

平成24年度の教育研修事業は、地方開催、eラーニングのコース及び研修支援事業の拡大をさらに進め、また情報セキュリティ対策の一層の向上のためeラーニングによる情報セキュリティ研修の充実を図る。

1 集合研修の開催

定員48名を54名に拡大(15セミナー)、地方開催20回を22回に拡大

◆平成24年度 21セミナー 55回開催

東京開催:33回

地方開催:22回 仙台1回、名古屋3回、大阪14回、
岡山1回、広島1回、福岡2回

◆新規セミナー

特別研修 SNSとネットワークリテラシー

2 eラーニングの実施

◆入門コース(平成23年度～継続)

入門・システム運用管理コース(★)、入門・情報セキュリティ管理コース(★)、
入門・コンピュータ基礎コース、入門・システム開発コース(★)、
入門・ネットワーク基礎コース

※ ★印は平成24年度新設

◆情報セキュリティ研修(平成15年度～継続)

情報セキュリティ対策のより一層の促進及び対策水準と個人情報の取扱いに関する一般知識・意識レベルの向上を図る。

なお、受講者数は延べ10万人以上を目標とする。

平成24年度 教育研修事業(2)

3 情報化研修支援

◆情報化アシスト研修

募集団体を10団体から20団体へ拡大

◆Web支援

平成24年度セミナーの一部テキストのWEB公開

◆研修講師の派遣・紹介

4 情報化人材育成に関する調査研究

◆地方公共団体の情報化部門職員のコンピテンシー(平成23年度～継続)

地方公共団体の情報化部門における現場力の向上を目指し、情報化部門で必要とされる人材像をコンピテンシー案として言語化して提供する。

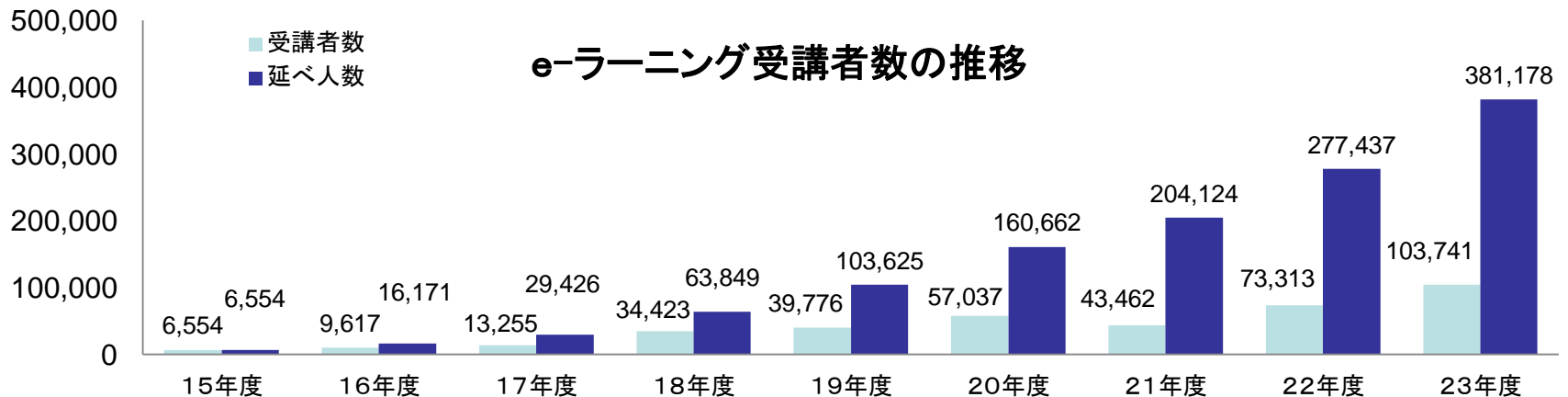
地方公共団体職員を対象とする情報セキュリティ研修

eラーニングによる情報セキュリティ研修

- ・地方公務員を対象にインターネットを用いたeラーニングによる情報セキュリティ研修を実施
- ・地方公務員の受講料は無料
- ・平成15年度～23年度の9ヶ年実施、平成24年度は平成24年7月から実施予定
- ・平成23年度は、下記の7コースにて実施

<平成23年度の実施内容>

コース名	内 容
情報セキュリティー一般コース	情報セキュリティに関する基礎的な事項を学習するコース
個人情報保護一般コース	個人情報保護に関する基礎的な事項を学習するコース
情報セキュリティ継続コース	情報セキュリティへの意識をより高め、知識が確実に定着できるコース
個人情報保護継続コース	個人情報保護への意識をより高め、知識が確実に定着できるコース
情報セキュリティ専門コース	情報セキュリティ管理システムを構築、推進するために必要な事項を学習するコース
情報セキュリティ技術コース	情報セキュリティに関する技術的な事項を学習するコース
地方公共団体専門コース	国の施策及びLGWAN、住基ネットなどの情報セキュリティに関する事項を学習するコース



LASDEC自治体セキュリティ支援室の支援事業について

地方公共団体の情報セキュリティレベルの向上を支援するための各種事業を実施。以下は今年度事業。

●自治体CEPTOAR(セプター)の業務

内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)から提供される重要インフラ分野で共有すべきIT障害等(例えばサイバー攻撃の発生や災害による被害が予測される場合など)の情報をLGWANメールで地方公共団体に一斉通知

●自動診断システムによる脆弱性診断事業(セキュリティ健康診断)の実施

地方公共団体が運営するホームページの改ざん防止等のため、Webサーバ等公開サーバのOS、ミドルウェア、アプリケーション及びWebアプリケーションの脆弱性のほか、ファイアウォールやルータ等ネットワーク機器の脆弱性の有無を地方公共団体職員が登録する診断対象と実施スケジュールで自動診断し、診断結果を提供

▶平成23年度実績:467団体。今年度は4月24日から事業の申込みを受け付けている。なお、昨年度の申込み団体は引き続き診断が可能。

●ウェブ感染型マルウェア検知事業の実施

地方公共団体のホームページの安全・安心な運営のため、地方公共団体のホームページを自動巡回し、ガンブラー等Webページを開覧しただけで感染するタイプのウイルス(ウェブ感染型マルウェア)の有無を検査し、マルウェアが検知した場合は当該団体へ連絡

▶平成23年度実績:612団体。今年度は4月24日から事業の申込みを受け付けている。なお、昨年度の申込み団体は引き続き巡回を行っている。

●標的型攻撃検知防御事業の実施

地方公共団体が使用するパソコンにおけるソフトウェアの脆弱性を狙って行われる標的型攻撃から防御するため、ウイルスの不審な挙動を検知する振る舞い検知型のウイルス対策ソフトウェアを地方公共団体に提供し、地方公共団体からの情報漏洩を防止するとともに、その検知状況について情報収集を行い、標的型攻撃への注意喚起、予防のため地方公共団体へ情報を展開

▶平成24年度新規事業(平成23年度は3団体で先行的に実施)。平成24年8月の事業開始を目途に準備を進めている。

●ポータルサイトの運営、自治体セキュリティニュース・メールマガジンの発行

セキュリティ関連の事故情報、セキュリティ情報機関から入手した注意喚起情報等をLGWAN-ASPを活用したポータルサイトにより提供するほか、最新のセキュリティニュースやセキュリティ対策取組事例などを内容とするメールマガジンを定期的にLGWANメールで地方公共団体へ配信

※ICT部門のBCP(業務継続計画)策定のためのアドバイザー紹介(経費は団体負担)

東日本大震災の発生を受けBCPの必要性、重要性が改めて認識されていることから、全市区町村を対象としてBCPアドバイザーの紹介を希望する団体を募集

(注)CEPTOAR:Capability for Engineering of Protection, Technical Operation, Analysis and Responseの略。第1次情報セキュリティ基本計画(平成18年2月2日)に基づき、IT障害の未然防止等のため政府等から提供される情報について関係重要インフラ分野で共有するため、各重要インフラ分野(情報通信、金融、航空、鉄道、政府・行政サービス(地方公共団体を含む)等の10分野)内で整備する「情報共有・分析機能」のこと。

おわりに

本件に係るお問い合わせは、
下記までご連絡ください。

財団法人 地方自治情報センター 研究開発部

電話：03-5214-8002

ホームページ：<https://www.lasdec.or.jp/>